

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会評議員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本協議会」という。）の評議員会の議事の方法に関する事項を定め、もって評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項について決議する。

(役員等の出席)

第3条 会長、副会長及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 本協議会の事務局職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は必要に応じて前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長が招集する。

(招集手続)

第5条 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第6条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の互選により選出するものとする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会の宣言をした後、議事に入る前に評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本協議会の事務局職員をして行わせることができる。

(議題の審議順序)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い、議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第10条 議長は、議題を付議した後、理事に対して当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けたうえで、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案に係る場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第11条 評議員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けたうえで、補助者に説明させることができる。

(説明の拒絶)

第12条 理事又は監事は、質問が次の理由にあたるときは、説明を拒絶することができる。

- 一 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- 二 説明をするために調査をすることが必要である場合
- 三 説明をすることにより本協議会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 四 質問が重複する場合
- 五 その他説明をしないことについて正当な理由がある場合

(決議の方法)

第13条 評議員会の決議は、定款第20条の規定の定めによるものとする。

(決議の省略)

第14条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議

決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第15条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項について、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(採決)

第16条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、採決は議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事を選任する議案を採決するに際しては、候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果の評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第17条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は続行会の日時及び場所についても決議しなければならない。

ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項のただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知するものとする。

4 延会又は続行会の日は、当初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本協議会の事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する報告)

第21条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果について、欠席した評議員に対し

て報告しなければならない。

(補則)

第22条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。